【介護保険】　指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号の第 8 条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1　事業者

法人名	社会福祉法人　誠幸会
法人所在地	神奈川県横浜市泉区上飯田町字庚申塚 2083 番 1
代表者氏名	理事長　鈴木太郎
電話番号	TEL:045-800-1800　　FAX:045-800-1811
事業所数	特別養護老人ホーム　２箇所 軽費老人ホーム　１箇所 高齢者グループホーム　５箇所 サービス付高齢者住宅　１箇所 通所介護　２箇所 訪問介護　３箇所 居宅介護支援　６箇所 訪問看護ステーション　２箇所 障害者関連施設　１１箇所 保育園　２箇所　企業内保育　１箇所 地域ケアプラザ　３箇所

併設事業所

事業所	泉の郷居宅介護支援事業所 泉の郷訪問介護事業所

２　事業所概要

事業所所名称	泉の郷訪問看護ステーション
指定番号	横浜市指定　　第 1463690179 号
所在地	〒245-0018　神奈川県横浜市泉区上飯田町 2079-1
電話番号	TEL:045-392-3232　FAX:045-392-3016

３　事業の目的と運営方針

【事業の目的】

社会福祉法人誠幸会（以下「事業者」）が設置する泉の郷訪問看護ステーション（以下「事業所」）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師、准看護師等（以下「看護職員」）が、要介護者に対し、適正な指定訪問看護を提供する事を目的とします。

【運営方針】

（１）事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

（２）事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（３） 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

４　本事業所の職員体制（令和７年４月１日現在）

職　種	常　勤	非常勤
管理者（看護師）	１名（常勤兼務）	／
看護職員	５名（常勤兼務）	／
事務員	１名（兼務）	／

研修	研修内容	対象者
採用時研修	職務に就くにあたって・姿勢・心得、活動内容と注意点活動中の対処方法、緊急対応・感染症・災害時・虐待防止のための研修	入職時
年間研修	法令遵守・制度について、　医療安全 感染症や対策について、個人情報保護法・守秘義務 認知症看護、精神科看護、緊急時の対応・心肺蘇生 虐待防止、防災時の対応について　等 １年を通じて研修を行っています。	全職員

５　営業日・サービス提供日

営業日・営業時間	月～日　午前９時から午後６時　　原則として年中無休
サービス提供時間	午前９時から午後５時まで

※連絡体制など：２４時間常時電話等による連絡・訪問が可能な体制とし、必要に応

じた適切な対応ができる体制とします。

6　営業地域

横浜市	泉区（全域)、戸塚区（深谷、汲沢、汲沢町）瀬谷区（阿久和、南阿久和)、旭区（善部町、南希望が丘）
大和市	福田、下和田、上和田、渋谷
藤沢市	長後、高倉、下土棚湘南台

7　指定訪問看護の内容

（1）病状、障害の観察（血圧・体温・呼吸の測定・身体の観察など）
（2）清拭、洗髪等による清潔の保持
（3）療養上の世話
（4）褥瘡の予防、処置
（5）認知症患者の看護
（6）療養生活や介護方法の指導
（7）カテーテル等の管理
（8）その他医師の指示による処置

8　利用料

○　訪問看護等の利用料は「厚生労働大臣が定める基準によるもの」とし、介護負担割合証に記載の負担割合に応じた額とします。(1 割、2 割又は 3 割）詳細は料金表通りです。

○加算項目について

□緊急時訪問看護加算　　利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急の訪問を行える体制　希望者のみ　月１回算定

*緊急時の連絡は、別紙携帯電話で対応させていただきます。

尚、携帯待機者は、看護師以外の職員も携帯している場合があります。看護師以外の職員が携帯待機している場合は、マニュアルに沿って、必要時は看護師等に連絡する態勢をとっております。

□特別管理加算　　特別な管理を有する利用者（厚生労働大臣が定める状態にあるもの）に対して計画的な管理を行った場合　　　月１回算定

（Ⅰ）　気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態

（Ⅱ）

①　在宅自己腹膜潅流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けて

いる状態
②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
③真皮を越える褥瘡の状態
④週 3 回以上点滴を行っている状態
□複数名訪問看護加算 1　2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合
□複数名訪問看護加算 2　看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合
□初回訪問看護加算　　新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った場合
□サービス提供体制強化加算　勤続年数が 7 年以上の職員が 30%以上配置している場合の加算
□退院時共同指導加算　病院や診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中の利用者が退院（退所）するに当たり、訪問看護ステーションの看護師が退院前に入院（入所）先の病院（施設）等に行き、入院先の医師や看護師等と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算
□ターミナルケア加算　　在宅で死亡した利用者について、主治医と連携の下ターミナルケアに係る計画及び体制を利用者もしくはご家族に説明し、死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合
□早朝・夜間加算、深夜加算　　夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）に計画に基づいた訪問看護を行った場合。緊急時の対応で訪問看護を行った場合、時間外の訪問が 2 回あった場合 2 回目より算定。

○訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料としてお支払頂きます。

（1）永眠時の処置　10000 円

（2）通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えたところから公共交通機関を利用した実費を頂きます。
なお自動車、バイクを利用した場合の交通費は次の額を頂きます。
・営業地域を超えた地点から、片道につき 1 キロメートルあたり 30 円の実費を頂きます。

（3）保険適応外の訪問看護　　60 分未満 10000 円　以降 30 分毎　5000 円
営業時間外（18：00～翌 9：00 まで）は 3 割増し

＊保険適応外の訪問看護を利用の場合は、別途自費訪問の契約書を交わします。
＊前頁の利用料等の支払いを受けたときは、ご利用者又はご家族に対し、事前に文章で説明をさせて頂き、署名捺印を頂きます。

○利用料金の支払い方法
翌月、20 日までに前月分の請求書をお渡し致します。
1）利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は、1カ月単位とし、当該月の利用料は、翌月 27 日に利用者が指定する口座から引き落とします。(27 日が土・日・休日の場合は、その翌営業日)

2）現金払いの場合、口座登録が済んでいない場合

原則請求書に記載してある指定口座に振り込んでいただきます。なお振込の場合は、手数料等は自己負担となります。

ご希望のお支払い方法：口座からの自動振替・指定口座振り込み・現金によるお支払い

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

前日午後 6 時までに連絡がなかった場合	1,200 円を請求いたします。

＊ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

＊尚、キャンセル料は実費損害が発生した場合のみ徴収します。

9　緊急時等の対応の方法

訪問、看護の提供時に、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡します。

１０　事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供等により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

２、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１１　災害発生時の対応等（悪天候時も含む）

災害害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。

災害時の情報､災害状況を把握し安全を確保したうえで､利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。状況により訪問日時や時間の変更、訪問の中止をお願いする場合があります。

１２　感染症などの対応

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に揚げる措置を講じます。

（１）　感染症の予防及び拡大防止の為、平常時より手洗いや消毒を行い、日々の健康管理に努めています。

（２）　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

（３） 事業所における感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会を年に１回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。

（４） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

（５） 職員にたいし、感染症及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

１３　個人情報の保護

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

事業所の職員は、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

１４　高齢者虐待防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

（１） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年２回以上行い、結果を職員に周知します。

（２） 虐待防止のための指針の整備

（３）虐待防止のための研修を年１回以上、新規採用時に行い、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

（４）虐待防止に関する措置を適切に行うための担当者を定めます。

（５）従業者が支援にあたっての悩みや相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

１５　業務継続計画に向けた取り組み

（１） 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２） 職員に対し、事業持続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３） 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務持続計画の変更を行います。

１５　相談窓口・苦情申し立て窓口

〇サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

〇公的な機関への苦情の申し出等もできます。

社会福祉法人　誠幸会 相談窓口　　法人本部	所在地　　泉区上飯田町 2083-1 電　話　　045-800-1800 ＦＡＸ　　045-800-1811　　対応時間　24 時間
泉の郷訪問看護ステーション 管理者　長谷川　昭映	所在地　　泉区上飯田町 2079-1 電　話　　045-392-3232 ＦＡＸ　　045-392-3016　　対応時間２４時間
泉区　高齢・障害支援課	所在地　　泉区和泉中央北 5 丁目 1-1　泉区役所 2 階 電　話　　045-800-2436 ＦＡＸ　　045-800-2513 対応時間　9：00～17：00　（平日）
戸塚区 高齢・障害支援課	所在地　　戸塚区戸塚町 16－17 電　話　045-866-8452 FAX　　0466-881-1755 対応時間　8：45～17：00（平日）
瀬谷区 高齢者・障害支援課	所在地　　瀬谷区二ツ橋 190 電　話　045-367-5714 FAX　　045-364-2346 対応時間　8：45～17：00（平日）
旭区　高齢・障害支援課	所在地　　旭区鶴ヶ峰 1 丁目 4-12 電　話　045-954-6061 FAX　　045-955-2675 対応時間　8：45～17：00（平日）
横浜市はまふくコール （横浜市苦情相談コール センター）	所在地　　中区本町 6 丁目 50-10 電　話　　045-263-8084 ＦＡＸ　　045-550-3615 対応時間　8：45～17：15　（平日）
藤沢市　介護保険課	所在地　　藤沢市朝日町 1-1　2 階 電　話　　0466-50-8270 ＦＡＸ　　0466-50-8443 対応時間　8：30～17：00（平日）
大和市　　介護保険課	所在地　　大和市鶴間 1 丁目 1-1 電　話　　046-260-5170 対応時間　8：30～17：00（平日）
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地　横浜市西区楠町 27-1 苦情相談　直通ダイヤル

介護保険課介護苦情相談係	電　話　　045-329-3447 対応時間　8 : 30～17 : 15 （土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

１６　第三者による評価の実施状況　　　　　実施なし。